

知つてゐるつもりのヒト・モノ・コトに意外なドラマが…

みやこの歴史発見伝

14

牛馬の無事と子供相撲

牛馬の無事と子供相撲

機械化が進む以前、一定規模

以上の農業経営を維持するため

に、牛馬は欠かせない存在でし

た。とくに田地を耕す時期、

犁を引いてくれる牛馬が病気に

なつたり、ましてや死んだりし

たら、その家の農業経営は立ち

行かなくなります。だから牛馬

の無事は、家の存続にもかかわ

る重大事だつたのです。

豊前地方では、英彦山豊前坊

が牛馬の守り神としてよく知ら

れています。陰暦二月初丑の日、

人々は牛馬を連れて豊前坊に行

き、その鼻を社前の土に押し付

けて無事を祈願したのです(佐々

木哲哉『福岡の民俗文化』九州大学出版会、

一九九二)。

もちろん、各村の氏神社など

でも牛馬の無病息災は祈願さ

れたのですが、江戸時代の記録

を見ると、特に子供相撲を神社

に奉納することで牛馬の無事を

祈ることが多かつたようです。



▲みやこ町国分の子供相撲「牛馬願(ぎゅうばがん)」

水神信仰と子供相撲

江戸時代、仲津郡大橋村の水神社(現行橋市中央二丁目にかつて所在)

なぜ牛や馬の無病息災と子供の相撲が結びつかなかつかりませ
んが、子供相撲奉納の始どは、牛馬の安全祈願またはその願解

き(お礼参り)として行われてい
ます。純真無垢な子供の相撲
を牛馬の守り神が喜ぶ、と考え
たのでしょうか。

がありました。これも、やはり
「牛馬安全願解」として行うも
のでした(国作手水大庄屋文久二年日記四月二〇条など)。

大橋村や竹並村の例で、子供

相撲が「水」に関係のある場所

で行われているのは、英彦山豊

前坊が、牛馬の守り神であると

ともに、当地方における水神信

仰の中心であつたことと関係が

あるのかもしれません。同じ豊

前地方で、牛馬の安全祈願と水

神信仰が習合した例としては、

現田川郡添田町津野地区の夏祭

りなどが知られています(前掲

佐々木氏著書)。

久富村の子供相撲一件

子供相撲を行えば、村人だけ
ではなく、他所からも大勢の人が
集まるため、大橋村水神社のよ

り

申込み

で

知られてしまします。早速、

手代(治安確保等の役割を負つて各手永

に配置された藩士)による調査が

既成事実を考慮してか、庄屋

らもごく軽い処分で済んでい

ます(長井手永大庄屋文政九年日記七月

一九日条など)。

それにも、なぜ三〇年

間も大丈夫だったものが表沙汰になつたのでしよう。

実はこの時、他村から見学

に来ていた大人たちが、相撲

の勝敗をめぐつて喧嘩を始め

たため、その騒動によつて子

供相撲を行つてることが明

らかにわかつたのです。牛馬の

氣が流行した際、対処法を占

うため神前で籤(くじ)を引いたところ

「子供相撲が神慮(しんりょ)(神の御心)

かな)叶う」という結果が出たの

で始めたものでした。

しかし、実はこの久富村の

子供相撲、寛政八年の最初から、

藩への許可願いなどは提出せ

ず、内々に続けられていたの

です。理由は不明ですが、全

て申請して、許可されなかつ

た場合のことを心配したので

しょうか。

ところが、始まりから三〇

年も経過した文政九年(一八二六)

七月、ついにそのことが藩に

知られてしまひます。

手代(治安確保等の役割を負つて各手永

に配置された藩士)による調査が

既成事実を考慮してか、庄屋

らもごく軽い処分で済んでい

ます(長井手永大庄屋文政九年日記七月

一九日条など)。

久富村の場合は、たまたま

この喧嘩によつて表沙汰にな

りましたが、許可をとらずに

子供相撲や芝居興行など行つ

ていた例は、記録に残つてい

ないだけで、本当は多かつた

のかもしれません。

(川本英紀)



▲みやこ町犀川久富の子供相撲(諏訪神社境内)
少子化により5年前から行われなくなつた。